

全調政連 ニュース No. 24 28

H24. 9. 27

発行責任者 幹事長 小 沢 宏

大分県県議会 意見書 採択される

3月14日の当政治連盟の大会でも議論のありました地域主権会議における法務局が担う登記の事務及び権限を地方に移管する問題について、大阪府、神奈川県、富山県、茨城県、静岡県、北海道、福島県、鹿児島県、東京都、政令指定都市である横浜市、和歌山県、岐阜県、千葉県及び高知県に続き大分県議会においても地方自治法第99条の規程による本件権限を地方に移管することについて反対する旨の意見書を国会及び関係行政機関（衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、行政界各担当大臣、総務大臣及び法務大臣宛）に提出する意見書が全会一致で採択されました。

全調政連 ニュース No. 24 06 でも申し上げさせていただきましたとおり、法務局が担う登記の事務及び権限を地方に移管する問題については、移管することにより国民及び地方の負担が増幅し、登記行政の全国不統一への懸念等から、日本土地家屋調査士会連合会及び全国土地家屋調査士政治連盟が一致団結して反対している問題であります。この問題については、国のみの説得だけではなく、地方でも受付を行わない旨の決議を得ることにより双方から反対を表明していくことがより強固な反対運動ができるものとして推進しているものであります。

詳細については以下を参照ください。

現時点での地方議会採択された都道府県及び政令指定都市は以下のとおりです。

議 会	採択若しくは 意見書日付	各議会の HP 該当ページ
大 阪 府	2011 年 3 月 16 日	http://www.pref.osaka.jp/gikai_giji/h2302/2302-03ikensho.html
神奈川県	2011 年 10 月 14 日	http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/gikai/p383134.html#01
富 山 県	2011 年 12 月 13 日	http://www.db-search.com/toyama/ikensho/index.html
茨 城 県	2011 年 12 月 20 日	http://www.pref.ibaraki.jp/gikai/tayori/tayori201112_pdf/ikensyo.htm#2
静 岡 県	2012 年 3 月 16 日	http://www.pref.shizuoka.jp/gikai/ikensho/iken2402.html#NO.1
福 島 県	2012 年 3 月 16 日	http://www.pref.fukushima.jp/gikai/pdf/2402/iken2.pdf
北 海 道	2012 年 3 月 23 日	http://www.gikai.pref.hokkaido.lg.jp/honkaigi/29honkaigi/24-1t/ikenan.htm#9
鹿児島県	2012 年 3 月 26 日	http://www.pref.kagoshima.jp/ha01/gikai/topix/iken/h2401/h2401ikensyoketugi.html
東 京 都	2012 年 6 月 20 日	http://www.gikai.metro.tokyo.jp/opinion/2012/e12i2101.html
横 浜 市	2012 年 6 月 21 日	http://www.city.yokohama.lg.jp/shikai/kiroku/kaketsu.html
和歌山県	2012 年 6 月 29 日	http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/200100/www/html/giketu/wagi17-068.html
岐 阜 県	2012 年 7 月 5 日	http://www.pref.gifu.lg.jp/gikai/teireikai/heisei24/h2403teirei/hatuan/touki.html
千 葉 県	平成 24 年 7 月 6 日	http://www.pref.chiba.lg.jp/gikai/giji/gaiyou/h24/h24-6-teirei/kaketsu.html
高 知 県	平成 24 年 7 月 6 日	http://www.pref.kochi.lg.jp/~gikai/info24-06.html
大 分 県	平成 24 年 9 月 20 日	http://www.pref.oita.jp/site/gikai/kaketsu24-3.html#iken

平成24年9月21日

全国土地家屋調査士政治連盟

会 長 横 山 一 夫 殿

大分県土地家屋調査士政治連盟

会 長 八 瀬 渉 一

登記の事務・権限等の地方への移譲に関する意見書について（ご報告）

初秋の候、貴職におかれましては益々ご清祥の事と存じます。

平素は、当政治連盟の運営にご協力賜り誠にありがとうございます。

さて、この度大分県土地家屋調査士政治連盟は大分県議会に対し、「登記の事務・権限等の地方への移譲に関する要望書」を提出し、9月定例協議会において別紙のとおり可決承認されました。

つきましては、平成24年9月20日付にて地方自治法第99条の規定に基づく意見書を、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣へ提出して頂くこととなりましたことをご報告申し上げます。

尚、大分県議会ホームページに掲載されておりますことを申し添えます。

<http://www.pref.oita.jp/site/gikai/kaketsu24-3.html#iken>

議員提出第二十四号議案

登記の事務・権限等の地方への移譲に関する意見書

平成二十二年六月に閣議決定された「地域主権戦略大綱」では、国の出先機関の原則廃止の姿勢の下、地方への事務・権限の移譲など抜本的な改革を進めることが定められた。

こうした中、政府の地域主権戦略会議において、出先機関改革の一環として、法務局が一元的に行っている登記の事務・権限についても地方への移管が検討されている。

言うまでもなく、国と地方の役割分担の見直しを行い、事務・権限を地方自治体に移譲することなどにより、地域における行政を地方自治体が自主的かつ主体的に実施できるようにすることは、真の地方自治の実現に欠くことのできない重要課題である。

しかしながら、登記制度は、国民の重要な財産を守り、不動産取引の安全に寄与する信用制度であり、高い中立性・公平性が求められる。また、国民の権利擁護に係るものであり、全国統一した法解釈や、統一した事務処理基準を堅持した運用を行う必要がある。

また、登記事務の執行に当たっては、高度な法律的専門能力が不可欠であり、地方に事務・権限が移譲された場合、地域によってその運用に格差が生じることがあってはならない。

よって、国会及び政府におかれては、登記の事務・権限等の地方への移譲を検討する際は、これらについて配慮するよう強く求める。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十四年九月二十日

大分県議会議長

志

村

学

衆議院議長 横路孝弘 殿

参議院議長 平田健二 殿

内閣総理大臣 野田佳彦 殿

総務大臣 川端達夫 殿

法務大臣 滝 実 殿